

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（507））

2. 日時：平成29年11月27日 13時30分～19時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、伊藤安全審査官、
日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、
竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

大橋上席技術研究調査官、石田統括技術研究調査官、森技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他19名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、11月20日のヒアリングにおける提出資料及び本日の提出資料を用いて、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第4条 地震による損傷の防止について>

- 大物搬入口建屋に関して、通常運転中における二次格納施設としての機能（機密性の確保）について、整理して提示すること。
- スクリュー式及びギヤ式ポンプの動的機能維持評価について、地震時異常要因分析とそれに基づく評価項目抽出の内容が不明確なので検討の全体フローを記載すること。また、既往の知見（横形遠心式ポンプ）について、引用と今回対象ポンプの検討の区別を明らかにすること。さらに要因分析図と構造図との関連性を、整理して提示すること。
- 屋外重要土木構造物の断面算定に関して、屋外二重管の断面算定は管軸方向と管直交方向のみならず横断面方向についても評価することを明記すること。

<第5条 津波による損傷の防止について>

- 漂流物の評価に関して、防波堤がある場合のケースの引き波時における遡上波の解析結果のうち、遡上域に残留し表示されている水位の信頼性について、整理して提示すること。
- 津波の被害想定について、2011 東北地方太平洋沖地震時の被害状況・津波の流況を踏まえた詳細検討を実施する方針であることを明記すること。
- 各施設・設備の荷重の組合せに係る表について、「風及びその他の自然現象に伴う荷重」を常時に作用する変動荷重として取り扱うとともに、これらの荷重を考慮しない場合はその理由を整理して提示すること。
- 貯留堰の取付け護岸の設備区分上の位置付けを、あらためて検討するとともに、止水機能を損なわないための構造健全性評価において適用する許容限界について、整理して提示すること。
- 防潮扉、放水炉ゲートの開閉装置に対する振動実験に用いる入力地震動に関して、Ss-D1 を入力地震動の設定における基準とする理由、及び他の Ss による応答波に対する入力地震動の代表性等の確認方針について、整理して提示すること。
- 内郭防護におけるタービン建屋内の浸水量評価について、地下水位を地表面に設定した場合であっても地下水が流入せず浸水量に影響が無いことを整理し提示すること。
- 取水口前面の砂の堆積について、信頼性確保の観点から定期的に標高変化を管理する方針であれば、砂の堆積が海底面高さに及ぼす影響は小さいことを整理して提示すること。
- 津波の遡上解析に与える影響に関して、2011 東北地方太平洋沖地震時では水深 50m 以浅の沿岸部の海底地形の変化による影響が小さいとしている根拠について、整理して提示すること。
- 以前にも指摘しているが、最高潮位のデータの取扱いについて、「茨城港日立港区」検潮所については 2011 年以降の潮位データが公表されていないため、周辺の「銚子漁港」及び「小名浜」検潮所におけるデータを用いて最高潮位の超過発生確率を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止